

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第10号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和31年鳥取県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前											
<p>（医療業務手当）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例第7条第3項の人事委員会規則で定める同条第2項の級に属する職種は、次の表の左欄に掲げる級の区分に応じ、同表の右欄に定める職種とする。</p>		<p>（医療業務手当）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 条例第7条第3項の人事委員会規則で定める同条第2項の級に属する職種は、次の表の左欄に掲げる級の区分に応じ、同表の右欄に定める職種とする。</p>											
<table border="1"><thead><tr><th>級の区分</th><th>職 種</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>5 級</td><td>総合療育センターの医師、保健所の課長及び医長並びに精神保健福祉センターの課長及び医長</td></tr></tbody></table>	級の区分	職 種	略		5 級	総合療育センターの医師、保健所の課長及び医長並びに精神保健福祉センターの課長及び医長	<table border="1"><thead><tr><th>級の区分</th><th>職 種</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>5 級</td><td>総合療育センターの医師、保健所の課長及び医長並びに精神保健福祉センターの課長</td></tr></tbody></table>	級の区分	職 種	略		5 級	総合療育センターの医師、保健所の課長及び医長並びに精神保健福祉センターの課長
級の区分	職 種												
略													
5 級	総合療育センターの医師、保健所の課長及び医長並びに精神保健福祉センターの課長及び医長												
級の区分	職 種												
略													
5 級	総合療育センターの医師、保健所の課長及び医長並びに精神保健福祉センターの課長												
<p>（手当の支給の特例）</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務等に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該特殊勤務手当の額は、それぞれ条例に規定する額に100分の60を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 防疫等業務手当（条例第4条第1項第3号アからウまで又は第4号の業務に係るものに限る。）</p> <p>(3)～(9) 略</p>		<p>（手当の支給の特例）</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務等に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該特殊勤務手当の額は、それぞれ条例に規定する額に100分の60を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 防疫等業務手当（<u>条例第4条第1項第3号ア若しくはイ</u>又は第4号の業務に係るものに限る。）</p> <p>(3)～(9) 略</p>											

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。